

四半期報告制度の見直しの個別論 点、検討—ASBJ

去る10月19日、企業会計基準委員会が、第512回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

四半期報告制度の見直し対応

第511回親委員会（2023年11月1日号（No.1692）情報ダイジェスト参照）に引き続き、「（仮称）中間会計基準等」の開発（原則として四半期会計基準等における第2四半期の取り扱いが踏襲される）について審議が行われた。

今回は個別に検討が必要な論点を整理し、検討が行われた。

① 原価差異の繰延処理

四半期会計基準で、四半期特有の会計処理として認められている原価差異の繰延処理について、現行の四半期会計基準の会計処理および取扱いを踏襲し、（仮称）中間会計基準等においても認める案が示された。

② みなし取得日

金商法の改正により四半期決算日が法律上存在しなくなるため、四半期会計基準の「四半期

る。

③ 用語の置換えにより現行の

会計処理と異なる結果をもたらし、場合があるため検討が必要と考えられる事項

有価証券の減損処理に係る四半期切放し法と四半期洗替え法について、簡便的な会計処理として中間切放し法と中間洗替え法を定めることを原則としつつ、公開草案において、その変更の影響について意見募集を行い、重要な影響がある場合には、これまでの処理を一定期間認めなどの経過措置を定める等の対応を検討する。

*

委員からは、「③は実務に影響が大きい。何とか現行の実務と同じにできないか」等の意見が聞かれた。

電子決済手段の会計処理・開示

第510回親委員会（2023年10月10日号（No.1690）情報ダイジェスト参照）に引き続き、実務対応報告公開草案66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等のコメント対応と文案検討が行われた。

預託電子決済手段や表示に関するコメント対応について、詳

細な説明を加える修正案が示され、特段異論は聞かれなかった。

日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管

第511回親委員会（2023年11月1日号（No.1692）情報ダイジェスト参照）に引き続き、日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管プロジェクトについて、審議が行われた。

今回は、移管基準の公開草案の公表方法について検討された。

現時点でASBJの基準開発に伴い公開草案が公表されている実務指針等が複数あるが、その移管時期について、次の2案が示された。

案1…公開草案を公表したすべ

ての実務指針等について改正が完了した後、改正後の内容で移管基準の公開草案を公表する。

案2…実務指針等の内容に関わる改正に係る公開草案について最終化されていないものがあつたとしても、一定時期で区切りを設けて、その時点で有効な実務指針等を対象として移管基準の公開草案を公表する。

また、3月決算の混乱を避けるため、移管基準の最終化を2024年7月以降とする案が示された。

委員からは、案2への賛成意見が聞かれた。

会計

無形固定資産のリース、リース契約条件の見直し等、議論

ASBJ、リース会計専門委

去る10月18日、企業会計基準委員会は第135回リース会計専門委員会を開催した。

第134回（2023年11月

1日号（No.1692）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リー

スに関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。

また、10月19日開催の第512回親委員会でも同テーマについて議論された。

無形固定資産のリースに関する他の会計基準等との関係

貸手による無形固定資産のリースの一部および借手による無形固定資産のリースについて、現行基準と同様に適用を任意とする提案に対し、「ソフトウェアのライセンスは収益認識会計基準が適用される一方、すべての借手による無形固定資産について適用を任意とすることには懸念がある」と、適用範囲から除外すべきではないというコメントが寄せられた。

これに対し、事務局は「近年、ソフトウェアの重要性が高まっていることは理解できるところではあるが、一方でソフトウェアという領域については、リースなのか無形固定資産なのかサービスマン契約なのかという区別が難しく、国際的にも十分に整理されていないことから、借手のソフトウェアのリースの適用範囲は、国際的な会計基準と合わせることを考えられる」と事務局案を変更しない提案を示した。

専門委員からは、「利用者サイドからしても、任意適用で大きくバラツキが出てくる懸念があるので、任意適用によるインパクトの程度に関心がある。また、理由付けとして、無形固定資産の区別が難しいという話があったが、有形資産でも同じではないのか。違った理由付けがあるのでは」といった意見が聞かれた。

事務局は「有形固定資産は目に見える物体があつて、リースなのかそうでないかの認識がしやすい。ところが、無形固定資産は契約の設定によってはサービスマンのかリースの範疇に入ってくるのか判断するのが難しい。たとえば、クラウド・コンピュータリング契約といった新たな取引はリースなのかそうでないかの判断が難しい」と回答した。

第512回親委員会では事務局案に特段異論は聞かれなかった。

リースの契約条件の変更およびリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し
 (1) リース契約条件の変更が生じた場合のリース負債の計上額の見直し

リース負債の計上額の見直しに慎重であるべきとのコメントに対し、事務局は「リース負債の計上額の見直しを行わない場合、リース負債等の計上額が企業の実態を忠実に反映しないこ

経理に「効く」法律雑学

裁判の流れ

弁護士 白川 敬裕

裁判に勝てば、相手の財産を差し押さえて強制的に回収することが可能になります。たとえば、裁判で「被告Yは、原告Xに対し、1,000万円を支払え」という判決が出た場合、Xは、Yが預金を保有する銀行から直接払戻しを受けたり、Yが所有する物件を競売にかけて代金を受領したりして回収できます。このように、勝訴の判決は国家権力（裁判所）が相手の人権（財産権）を制限する命令ですから、慎重かつ適正な手続を経る必要があります。

まず、民事の裁判を起すには、裁判所に「訴状」という書類を提出する必要があります。訴状には、「この主張が認められれば、裁判に勝てる」という内容を過不足なく記載する必要があります。たとえば、貸付金の返済を請求する場合、「返済日が到来したこと」を訴状に記載する必要があります。返済日を定めていない場合は、法律上、請求した日が返済日になります。と記載する必要があります。このような必須の事項が一部でも漏れていれば、裁判所から訴状の補正を求められます。この補

正に对应しなければ、訴状却下（門前払い）となり、裁判を開始してもうことができません。訴状の補正が完了したら、裁判所が相手に訴状と期日呼出状を送付します。相手に反論する機会を与える必要があるからです。そのため、訴状には、相手の氏名（会社名）と住所（会社所在地）を記入する必要があります。相手の住所が不明の場合、勤務先がわかれば、勤務先に送付してもらうことも可能です。住所も勤務先も不明で居場所がわからない場合は、原則として裁判を開始してもらうことができません。ただし、最後の住所（住民票の住所、会社の登記簿上の所在地）が判明していれば、その住所地を調査して行方不明であることを裁判所に報告すると、公示送達という手段をとってもらえます。公示送達とは、裁判所の掲示板に期日呼出状を貼り付けて、一定の期間が経過すれば相手に届いたこととする手続です。このように、訴状の補正、送達という手続を経て、ようやく裁判が開始されるのです。

裁判所から訴状と期日呼出状が届いた相手が反論書を提出せず、裁判期日にも欠席すると、「訴状の内容を認めたとみなされ、支払いを命じる判決が出ます。ですから、相手は、定められた期限までに少なくとも答弁書（反論書）を提出しておく必要があります（答弁書を提出しておけば、1回目の裁判期日のみ、欠席が認められています）。

裁判所で支払いを命じる判決が出た場合、判決書も裁判所から相手に送付されます（民事訴訟法255）。相手に控訴の機会を与える必要があるからです。判決の内容に不服があれば、高等裁判所に控訴して、判決内容の見直しを求めることができます。判決書が相手に届かない場合も、訴状を送るときと同様、相手が行方不明であれば、公示送達の方法がとられます。勝訴の判決書が相手に届いて所定期間内に控訴がない場合、あるいは控訴後の裁判所でも勝訴判決が出て、その判決書が相手に届いた場合に、初めて強制執行が可能になります。

裁判に勝つことはもちろん大事ですが、相手に反論の機会を与える手続を経る必要がありますので、相手の所在をつかむことも重要となります。

となる。また、本会計基準案39項に定めているとおり、重要な事象または重要な状況に限定したものであるため、実務上の配慮もなされている」として変更しない提案を示した。

専門委員からは賛意の声が聞かれたが、「40項には重要な事象または重要な状況といった文言がなく、取引を想像しにくい」という意見も聞かれた。

(2) 割引率の取扱いの定め
リース契約条件の変更に関連した会計処理の割引率の取扱いについて定めるべきとのコメントが寄せられた。

事務局は「簡素で利便性が高い会計基準とすること、IFRS 16号との比較可能性の確保および実務における判断コストとのバランスを考慮し、割引率のように詳細な定めについては取り入れない」とする提案を示めた。

専門委員からは、このまま割引率を定めないとすると、企業が混乱するため、詳細な定めを取り入れるべきという意見が聞かれた。

事務局は「記載することはできるが、さまざまなガイドランスが求められるなかでどこかで一線を引かなければならない。ま

た、簡素で利便性が高い会計基準とすることを考えると入れなくてもいいのでは」と回答した。

第512回親委員会では、委員から「事務局提案の理由として、『利便性が高い』が挙げられているが、定めを置いたほう

会計 グローバル・ミニマム課税に関する四半期の代替的取扱いの注記等、検討—ASBJ、税効果会計専門委

去る10月24日、企業会計基準委員会第88回税効果会計専門委員会を開催した。

前回（2023年11月1日号（No.1692）情報ダイジェスト参照）に引き続き、グローバル・ミニマム課税（以下、「GM課税」という）に関する改正法人税等への対応について審議が行われた。これに先立ち、10月19日開催の第512回親委員会でも審議されている。

主な審議事項は以下のとおり。

会計処理

事務局からは、連結・個別財務諸表の見積りおよび四半期の代替的な取扱いについて、これまでの議論に基づき、次の文案

が明確化されて「利便性が高い」といえるのでは」との意見に対し、事務局から「利便性が高い」とは、各企業で実情にあわせて決めることができるという趣旨」との回答があった。

が示された。

連結財務諸表及び個別財務諸表における取扱い

6 グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、対象会計年度となる連結会計年度及び事業年度において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき当該法人税等の合理的な金額を見積り計上する。

四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表における取扱い

7 四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表においては、前項の定めにかかわらず、当面的の間、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間を含む

対象会計年度に関するグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことができる。

四半期連結財務諸表・四半期財務諸表における注記

また、四半期連結財務諸表および四半期財務諸表の代替的取扱いを選択した場合に注記を要求する意見が聞かれており、これを踏まえて、次の2案の文案が示された。

四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表における注記

【案1】注記を求める場合

11 四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表において第7項を適用している場合は、その旨及びその内容を注記する。

【案2】注記を求めない場合

（結論の背景で注記を求めない理由を説明）

第512回親委員会で、委員

からは、「利用者に有用な情報」「計上額があるが計上していないケースやGM課税制度の適用外であるから計上していないケース、適用されるか判断がつかないといったケースなど、計上しない理由もいくつか考えら

れる。理由も有用な情報であり、注記してほしい」など、案1を推す意見が聞かれた。その一方、「すべての企業でなく、重要性が見込まれる企業のみでいいのでは」など注記を不要とする案2に賛同する意見も聞かれた。

これらの意見を受けて、専門委員会、次の事務局案が口頭で説明された。

前期にすでにGM課税制度に係る法人税等を計上している、当四半期において、前事業年度において入手した情報に基づいて当期についてもGM課税制度に関する法人税等が重要であることが合理的に見込まれる場合、第7項を適用するのであれば、その旨を「その他の事項」として注記する。

専門委員からは、「重要性の要件が実務で判断できるのであれば賛成」など、本事務局案に賛成の意見が多く聞かれた。

日本版S1・S2基準の開発、気候関連の指標及び目標等、検討進む

—SSBJ

去る10月16日、SSBJは第23回サステナビリティ基準委員会を開催した。

第22回（2023年10月20日号（No.1691）情報ダイジェスト）に引き続き、IFRS S1・S2号に相当する日本基準の開発の審議が行われた。

審議された具体的な検討事項は主に次のとおり。

指標及び目標

(1) 気候関連の指標及び目標

日本版S2基準において、IFRS S2号の定めを取り入れる。また、気候関連の目標の開示については、重要性がある情報の開示を要求するIFRS S1号17項の定めでは、どの目標を開示するかの判断に困難が生じるため、事務局はその対応として次の2案を提案し、案Aを事務局案とした。

【案A】日本版S2基準において、IFRS S2号の定めをそのまま取り入れたうえで、どのような目標について開示する

のかについて、規範性のないガイダンスを開発する。

【案B】日本版S2基準において、開示の対象となる目標を識別するためのわが国独自の要件（たとえば、「企業において経営者やガバナンス機関または個人に定期的に報告されている」、「外部とのコミュニケーションにおいて用いられている」）を追加する形でIFRS S2号の定めを取り入れる。

委員からは、事務局案に対し賛意が聞かれた。一方で、規範性のないガイダンスの中身については企業に与える影響が大きいため、十分に検討すべきという意見が聞かれた。

(2) S1号における指標及び目標

日本版S1基準において、IFRS S1号の定めを取り入れる。

また、(1)と同様に、企業がどの目標を開示するかの判断に困難が生じるため、その対応として(1)と同様の2案を提案し、案

Aを事務局案とした。

委員からは賛意が聞かれた。

温室効果ガス排出

(1) 絶対総量の開示における重要性の判断の適用

日本版S2基準において、IFRS S2号の定めを取り入れる。また、日本版S2基準では、IFRS S2号には定められていないものの、より具体的な重要性の判断基準を設けることで、重要性の乏しいカテゴリについてまで温室効果ガスの排出量の算定を求めないこととし、次のように定量的な重要性の判断基準を設けることとしてどうかと提案された。

「スコープ3カテゴリ」の15のカテゴリのうち、温室効果ガスの排出量が最も大きいカテゴリを特定したうえで、当該カテゴリの温室効果ガスの排出量の100分の1以下の排出量となることを見込まれるカテゴリについては、スコープ3の温室効果ガスの排出の測定に含めないことができる。

委員からは、賛意の声も聞かれたが、一方で「数値基準を取り入れる弊害として、スコープ3の総量が小さな会社は、突出

経理用語の豆知識

グループ監査におけるITの利用の理解



監査人は企業および企業環境、適用される財務報告の枠組みならびに企業の内部統制システムの理解を通じて、重要な虚偽表示リスクを識別し評価することが要求されており、グループ監査チームは①監査契約の新規の締結および更新にあたって入手した、グループ全体統制を含む、グループ、その他の構成単位およびそれらの環境の理解を深めること、②連結プロセス（グループ経営者が構成単位に送付する決算指示書を含む）を理解することを実施しなければならないとされている。

また、リスク対応手続を実施する際に、グループ監査チームは、構成単位の財務情報に関し、実施すべき作業の種類を決定しなければならないとされており、これらを十分に実施するために、構成単位におけるITの利用の理解およびIT環境の理解を実施することになる。関連する情報システムを理解することは、重要な虚偽表示リスクを識別し評価するのに役立つ。

したカテゴリがないばかりに、数千トンといった重要性の乏しいものまで開示しなければならなくなる」という意見が聞かれた。

事務局は「数値基準の弊害は理解しているが、定性的な情報とS1号17項で企業が重要性に

関して判断するのは難しいと考え、あえて数値基準を設けている。結局、総量の小さな会社をどうするかという話に行き着くので、よく検討する」と回答した。

(2) 温室効果ガス排出の絶対総量の開示

日本版S2基準において、I

FRS S2号の定めを取り入れる。また、「スコープ1、2、3温室効果ガス排出の絶対総量の合計値を開示しなければならない」とする定めを日本版S2基準に追加する事務局案を示した。

委員は賛否がわかれており、「財務諸表利用者として合計値を使うため開示に賛同する」との意見や、「ISSB基準において義務づけられない合計値の開示を義務づける必要性はないのでは」といった意見が聞かれた。

事務局は、「意見がわかれていたので検討したい」と回答した。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年10月16日	関西支部監査役スタッフ研究会「グループ監査における親会社監査役会の役割と責務」	日本監査役協会	グループガバナンスをめぐる法律等がどのように定められているのか、各社の実務のあり方およびベストプラクティスを始め、子会社不祥事事例の分析を行う等、グループ監査における監査役の役割と責務について研究活動を行い取りまとめたもの。 https://www.kansa.or.jp/news/post-10062/	—
2023年10月18日	関西支部監査実務研究会「選任等及び報酬等に対する監査等委員会の意見陳述権の再考～任意指名報酬委員会との関係も踏まえたあるべき姿～」	日本監査役協会	多数の会社において任意の諮問委員会が設置されているなかで、監査等委員会の意見陳述権の行使として意見の内容を招集通知に記載した会社は半数超程度で、その権限の行使が実効的に行われていないのではという問題意識から、意見陳述権の実態調査と実効的な権限行使に向けてガバナンスの潮流も踏まえ検討し、取りまとめたもの。 https://www.kansa.or.jp/news/post-10069/	—

金融

日銀の適切な選択肢とはならない YCC再修正

米国10年物国債利回りが上昇傾向をたどり、10月23日には一時5.02%と2007年7月以来の水準になるなか、日本でも同様に長期金利は上昇傾向を示している。同じ23日に日本国債の新発10年物利回りが0.860%まで上昇し、2013年7月以来の高い水準となっている。近年の日本の長期金利は、米国長期金利に連動した動きを見せる傾向にあるため、米国債利回りに連動する上昇は、ある程度起こり得る話だ。しかし一方で、日銀が実施している長短金利操作（イールドカーブ・コントロール（YCC））によって、その上昇幅は著しく抑制されている。

このYCCの見直し論が高まっている。米国金利の上昇だけでなく、10月31日に公表される日銀の展望レポートで、物価見通しが上方修正されるといふ民間の調査レポートなど、市場の金融引締め観測が高まっているためだ。ただし、これまで複数の審議委員の発言をみて

証券

今後、なぜ日本株に期待するか

10月も世界の株式市場では株価の一進一退が続いているが、下落時のほうがやや大幅なため、株価の趨勢は下げ方向にある。リーダーの米市場は依然インフレのピークアウト期待が強まらず、長期金利は上昇傾向にある。米連邦準備制度理事会（FRB）は、金利の操作は経済指標の実績いかんとして、あいまいな姿勢を続けているため、株価の方向性もはっきりしない。

現在、主要国の市場では、日本株の投資環境が最も明るいと思われるが、米市場からの圧力を跳ね返すことができず、日本株も停滞状況にある。加えて、10月7日にはハマスによるイスラエルへの奇襲攻撃が発生し、投資環境はさらに悪化した。覇権国・アメリカはすでにイスラエル支援の巨額予算を計上、財政赤字はさらに拡大し、長期金利を押し上げる方向にある。日本経済への影響は限定的と考えられるが、株式市場にとってプラスになるとは考えられない。ウクライナ戦争同様、早い終結を願うほかはない。日本経済、日本株式への期待を捨てない理由は、5、6月の株価急上昇の背後で生じていた産業界の積極姿勢（設備投資の国内回帰、投資額の増強、研究体制の強化、賃上げ率の引上げ、高技術人材の採用強化など）を評価するからである。これらはやがて企業業績に反映されてくるだろう。特に日本が敗者とされてきた現代の基幹産業・半導体産業では、世界トップ台湾TSMCの日本への巨額投資が実現した。これをきっかけに半導体産業が復活してくるかどうかが、大いに注目される。また、発足して2年が経過した岸田内閣は、これまで経済政策のイメージがはっきりせず、国民を惹きつけることができなかった。ところが、ここへきて取り進む課題は「経済」だと連呼し、設備投資の拡大強化、賃上げ促進、所得減税などを訴えている。今回の「経済」連呼は、植田日銀の「出口」政策の展開とともに厳重に見守っていく必要がある。